

第1号議案 役員の選出について

下記のとおり役員案を提出いたします。

	氏名	構成市町	団体等名称
会長	渡辺 美知太郎	那須塩原市	市長
副会長	津久井 富雄	大田原市	市長
	齋藤 淳一郎	矢板市	市長
	平山 幸宏	那須町	町長
監事	直籠 浩子	大田原市	ふるさとを知る会
	薄井 正明	那須町	那須町商工会

第2号議案 令和2年度事業報告及び収支決算報告について

1 令和2年度事業報告【資料2-1】

令和2年度は、総会、事務局会議等の会議開催、各事業の実施のほか、日本遺産フェスティバル in 今治や ONSEN ガストロノミーウォーキングに参加し、ブース出展を行いました。

2 令和2年度事業報告【資料2-2】

事業は次の4事業を実施しております。

- (1) 地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業【資料2-2(1)】
- (2) 歴史・文化を体感する重要拠点整備事業【資料2-2(2)、資料2-2(3)】
- (3) 魅力的なフォトスポット発掘事業【資料2-2(4)】
- (4) 情報発信及び現地ナビゲーションの充実を図る多言語対応観光アプリ構築事業

各事業の内容については、資料2-2を御覧ください。

事業費の合計は8,424,350円であり、全額国庫補助となっております。

● 令和2年度事業の成果物に関する今年度の取り組みについて

(1) 地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業

資料2-2(1)のとおり、おみやげ品の試作品5品を制作しております。

こちらの試作品の商品化（制作販売）に御興味がある団体様がいらっしゃいましたら、事務局までお声がけいただけますと幸いです。

御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(2) 歴史・文化を体感する重要拠点整備事業

資料2-2(2)のとおり、勅任文官大礼服2着、陸軍武官正装2着、ローブ・デコルテ2着、ローブ・モンタント2着を制作しております。これらの衣装を活用した着用体験を実施したいと考えておりますが、一般の方を対象とした実施時期については、新型コロナワクチン接種の状況や、類似の着用体験を実施している他施設の状況により判断したいと存じます。

今年度の実施内容としましては、まずは各市町の関連施設での展示や、講座等を実施する際に説明スタッフが着用するなど、着用する人員を限定し、PRを実施して参ります。

また、衣装等の貸出要綱につきましては、事務局にて資料2-2(3)のとおり案を作成しましたので、御確認いただけますと幸いです。

3 令和2年度収支決算報告【資料3】

収入の部について、予算額合計 19,100,000 円に対し、決算額合計は 18,620,847 円であり、479,153 円の減額となりました。理由は補助金が減額になったためですが、補助金は事業費に対して国から交付されるものであり、今回、事業費が減額になったため、補助金も減額になりました。

支出の部について、予算額合計 19,100,000 円に対し、決算額合計は 17,998,707 円であり、不用額は 1,101,293 円となりました。理由としては、事業実施にあたり、プロポーザルや見積合わせを実施した結果、事業費が想定よりも下がったためです。また、Web サイト連携費用について、今年度の作業においては不用となったため、55,000 円の不用額が発生しております。なお、総務費及び事業費が予算額の範囲内であったため、予備費 504,000 円の支出はありませんでした。

収入済額から支出済額を差し引いた 622,140 円を令和3年度へ繰り越します。

第3号議案 令和3年度事業計画及び収支予算（案）について

1 令和3年度事業計画【資料4-1】

令和3年度は、新型コロナウイルスの対策のため、5月20日の事務局会議については、ビデオ会議で実施いたしました。また、総会については書面開催とさせていただくこととなりました。

今後も状況を鑑みながら、会議、事業等を実施して参ります。

2 令和3年度事業計画【資料4-2】（第2回総会時から変更なし）

令和3年度については、令和2年度第2回総会で承認いただきました次の4事業を実施して参ります。（※第2回総会時から変更なし）

- （1）郷土愛とシビックプライドを育む人材育成事業
- （2）商品開発に向けたモデルツアー運行事業
- （3）日本遺産「那須野が原」ポタリング推進事業
- （4）情報発信及び現地ナビゲーションの充実を図る多言語対応観光アプリ構築事業

各事業の内容については、資料4-2を御覧ください。

2 令和3年度収支予算（案）について【資料5】（第2回総会時から一部変更）

令和3年度につきましては、令和2年度第2回総会で御報告しましたとおり、令和2年度まで3年間補助されていた国からの補助金が終了となるため、那須地域定住自立圏の特別交付税を活用いたします。

収入の部ですが、補助金が0円となります。負担金の総額は7,061,000円です。那須塩原市から協議会に対して一括で支出し、大田原市、矢板市、那須町については、那須塩原市に負担金を納入いただきます。各市町の負担金については、これまでと同様の金額となります。次に貸付金ですが、国庫補助金の交付が終了となるため、貸付金についても終了となります。

支出の部ですが、総務費が800,000円、事業費が6,261,000円です。予備費は繰越額を含め、622,190円です。

令和2年度第2回総会で提出させていただいた収支予算（案）との違いですが、繰越額が確定したことに伴い、収入の部の繰越金及び支出の部の予備費を見直しております。

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 会員名簿

資料 1

No.	区分	団体等名称	役職	氏名	構成市町
1	構成市町	那須塩原市	市長	渡辺 美知太郎	那須塩原市
2		大田原市	市長	津久井 富雄	大田原市
3		矢板市	市長	齋藤 淳一郎	矢板市
4		那須町	町長	平山 幸宏	那須町
5		那須塩原市教育委員会	教育長	月井 祐二	那須塩原市
6	文化財関連団体	那須野が原土地改良区連合	理事長	渡辺 喜美	広域
7		那須疏水土地改良区	理事長	渡辺 喜美	広域
8		那須文化研究会	会長	木村 康夫	広域
9		那須野が原西部田園空間博物館運営協議会	会長	田口 常信	那須塩原市
10		ふるさとを知る会	会長	直篁 浩子	大田原市
11	観光・産業関連団体	那須塩原市商工会	会長	鈴木 耕二	那須塩原市
12		西那須野商工会	会長	佐藤 幹雄	那須塩原市
13		黒磯観光協会、西那須野観光協会、塩原温泉観光協会	西那須野観光協会会長	角橋 徹	那須塩原市
14		大田原市商工団体連絡協議会	会長	玉木 茂	大田原市
15		大田原市観光協会	会長	吉岡 博美	大田原市
16		矢板市商工会	会長	東泉 清寿	矢板市
17		矢板市観光協会	会長	高柳 眞知子	矢板市
18		那須町商工会	会長	薄井 正明	那須町
19		那須町観光協会	会長	阿久津 千陽	那須町
20		那須野農業協同組合	代表理事組合長	伊藤 順久	広域

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 役員(令和3年度)

	氏名	構成市町	団体等名称
会長	渡辺 美知太郎	那須塩原市	市長
副会長	津久井 富雄	大田原市	市長
	齋藤 淳一郎	矢板市	市長
	平山 幸宏	那須町	町長
監事	直篁 浩子	大田原市	ふるさとを知る会
	薄井 正明	那須町	那須町商工会

令和2年度 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 事業報告

期日	事業内容
6月2日～5日	事務局会議（那須塩原市が個別に各市町を訪問）
7月1日	令和2年度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業） 交付決定
7月1日	那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 総会（書面開催） ・役員を選出について ・令和元年度事業報告及び収支決算報告 ・令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）
10月10日、11日	日本遺産フェスティバル in 今治 ・ブース出展
11月7日	ONSEN・ガストロノミーウォーキング in 那須塩原 2020・板室 ・ブース出展
1月28日	事務局会議
2月3日～ 3月16日	「日本遺産の日」関連事業 ・足利市開催のパネル展にパネル協力
2月15日	那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 総会（書面開催） ・令和2年度の事業経過について ・令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和 2 年度事業報告（日本遺産魅力発信推進事業）

事業区分	事業概要	決算額 (単位：円)
調査研究事業	<p>地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産ブランドを確立するための「おみやげ品」開発 選定委員を中心に学生の意見も取り入れたワークショップを全 6 回開催 試作品 5 品（バスボム、蠟印、羽ペン、ガチャガチャ、カレンダー） ・市町の枠を越えた官民一体の取組による人材の育成 <p>委託業者：特定非営利活動法人なすしおばらまちづくりプロジェクト</p>	2,167,000
公開活用整備事業	<p>歴史・文化を体感する重要拠点整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時の衣装等（大礼服等）の復元 勅任文官大礼服 2 着、陸軍武官正装 2 着、上流婦人洋装 4 着 ・復元された衣装等を活用した体験事業の開発 <p>委託業者：株式会社シーズンハウス</p>	5,225,000
普及啓発事業	<p>魅力的なフォトスポット発掘事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Instagramを活用したフォトコンテストの実施 応募総数：269 作品 最優秀賞 1 作品、優秀賞 1 作品、入賞：9 作品 ・フォトスポットの発掘、観光写真の収集、SNS 等による景観拡散 <p>委託業者：株式会社 エヌ・シー・シー</p>	524,150
情報発信事業	<p>情報発信及び現地ナビゲーションの充実を図る多言語対応観光アプリ構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光アプリ「ココシル那須野が原」の充実 ・フォトコンテストの結果を反映したフォトスポットの掲載 <p>委託業者：株式会社日旅ビジネスクリエイト</p>	508,200
事業費計		8,424,350
※R2 年度は全額国庫補助（うち国庫補助額）		(8,424,350)
事務経費（協議会負担金）		800,000
合計		9,224,350

【日本遺産】地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業

おみやげ品 試作品

■ おみやげ品の種類

①バスボム（チャーム入り）



②蠟印



③羽根ペン



④ガチャガチャ



⑤日めくりカレンダー



■ 制作販売について（募集）

試作品の商品化については、商品化に御興味がある各種団体・企業様等に、事務局から試作品制作の際の仕様を無償で提供し、制作から販売まで一任したいと考えております。

商品化に御興味がある団体様がおりましたら、事務局まで御連絡いただけますと幸いです。
御協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○連絡先（事務局）

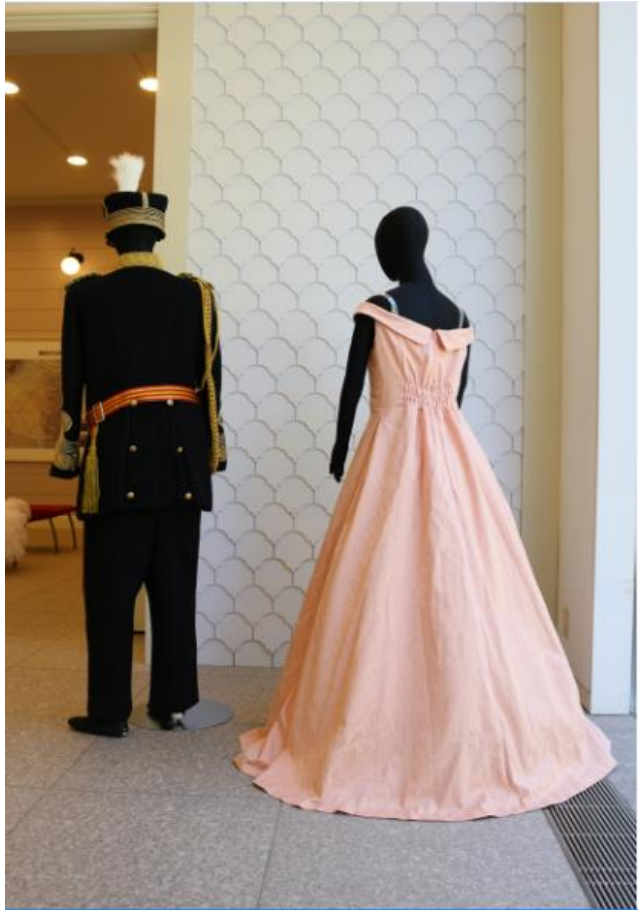
那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局

那須塩原市教育委員会事務局教育部生涯学習課文化振興係

担当：相馬、小林

Tel:0287-37-5419/Fax:0287-37-5479





大礼服等の衣装貸出実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）の構成市町である那須塩原市、大田原市、矢板市及び那須町（以下「構成市町」という。）内で催しを行うものに対し、勅任文官大礼服及び陸軍武官正装及び上流婦人洋装（以下「大礼服等の衣装」という。）を貸し出すことにより、文化振興及び観光振興につなげることを目的とする。

（貸出対象）

第2条 大礼服等の衣装の貸出しを受けることができる催しは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）文化庁の関連行事であること若しくは開催地が構成市町内であること。
- （2）構成市町の文化振興、観光振興に関連する行事であること。
- （3）次の各号のいずれにも該当しない催しであること。
 - ア 構成市町の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員が関与する催し
 - イ 政治活動又は宗教活動を目的とする催し
 - ウ 営利を目的とする催し
 - エ その他事業の目的達成にふさわしくないと協議会会長が認めた催し

（貸出期間）

第3条 大礼服等の衣装の貸出期間は、催しの開始の日の前日から終了の日の翌日までの期間とし、7日を限度とする。ただし、他の申込みの貸出期間と重複しない場合であって、協議会会長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

（貸出しの申請）

第4条 大礼服等の衣装の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大礼服等の衣装貸出申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- （1）催しの内容、開催場所及び開催期間を確認することができる書類
 - （2）催しに係る配置図
- 2 前項に規定する申請は、貸出しを希望する日の6箇月前から7日前までに行うものとする。

（貸出しの可否）

第5条 協議会会長は前条2項に規定する申請があったときは、貸出しの可否を決定し、大礼服等の衣装貸出可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知す

るものとする。

(貸出し及び返却)

第6条 大礼服等の衣装の貸出しの決定を受けたもの(以下「使用者」という。)は、協議会会長が指定する日時及び場所において大礼服等の衣装を直接借り受け、又は返却しなければならない。

2 使用者は、使用後に大礼服等の衣装の汚損、毀損等の有無を確認し、返却時に大礼服等の衣装使用実績報告書(様式第3号)を協議会会長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、大礼服等の衣装の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 決定通知書に記載された催し以外に使用しないこと。
- (3) 大礼服等の衣装を適正に管理し、及び使用すること。
- (4) 貸出期間を厳守すること。
- (5) その他協議会会長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出しの取消し)

第8条 協議会会長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、大礼服等の衣装の貸出しを取り消すことができる。

2 協議会会長は、前項の規定により貸出しを取り消したときは、大礼服等の衣装貸出取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 協議会会長は、前2項の場合において既に貸出しを行っているときは、返却を求めるものとする。

4 前3項の規定による貸出しの取消し及び返却によって使用者に生じた損害については、協議会は一切の責任を負わないものとする。

(貸出料)

第9条 申請者は、別表第1に定める貸出料を前納しなければならない。ただし、協議会会長が特別な事情があると認めるときは、別に貸出料の額を定めることができる。

2 協議会会長は、協議会事務局が直接使用するとき、その他特に必要があると認めるときは、前項の規定に基づく貸出料を免除することができる。

(貸出料の還付)

第10条 納入した貸出料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 申請者の責めによらない事由により使用することができなくなったとき。
- (2) 協議会の都合により貸出の許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会会長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の還付を受けようとする者は、催しの開始の日の前日までに、大礼服等の衣装貸出料還付申請書（様式第5号）を協議会会長に提出しなければならない。

3 協議会会長は、前項の申請を承認したときは、大礼服等の衣装貸出料還付決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。

（原状回復）

第11条 使用者は、貸出しを受けた大礼服等の衣装を汚損し、又は毀損したときは、使用者の責任と負担により、必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、汚損若しくは毀損の状態が著しく原状回復が困難なとき、又は全部若しくは一部を紛失したときは、協議会会長は、使用者に対し実費弁償をさせることができる。

（協議会の責任）

第12条 協議会は、使用者又は大礼服等の衣装の利用者が大礼服等の衣装を適正に使用し、又は利用しなかったことにより生じた損害については、責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、貸出しの実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	貸出料（1回、1着当たり）
勅任文官大礼服	20,000円（税込）
陸軍武官正装	20,000円（税込）
上流婦人洋装（ローブ・デコルテ）	20,000円（税込）
上流婦人洋装（ローブ・モンタント）	20,000円（税込）

備考

1 使用者は、協議会会長が指定する日時及び場所において大礼服等の衣装を直接借り受け、並びに返却しなければならないが、やむを得ず郵送となる場合は、郵送等に関する費用は使用者の負担とする。

2 衣装等のクリーニングについては、協議会にて実施する。

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長 様

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

連絡先

大礼服等の衣装貸出申請書

大礼服等の衣装を使用したいので、次のとおり申請します。

団体名		
団体の活動内容		
催しの内容等	名称	
	内容	
	開催期間	
	開催場所	
貸出希望衣装 (☑を記入)	勅任文官大礼服	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ
	陸軍武官正装	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ
	上流婦人洋装（ローブ・デコルテ）	<input type="checkbox"/> ホワイト <input type="checkbox"/> ピンク
	上流婦人洋装（ローブ・モンタント）	<input type="checkbox"/> レッド <input type="checkbox"/> ブルー

※添付書類

- 1) 催しの内容、開催場所及び開催期間を確認することができる書類（チラシ、パンフレット等）
- 2) 催しに係る配置図（大礼服等の衣装の使用場所がわかる図面）

様

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長

大礼服等の衣装貸出可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大礼服等の衣装貸出しについて、次のとおり決定したので、通知します。

貸出しの可否	<input type="checkbox"/> 貸出しをする。	
	<input type="checkbox"/> 貸出しをしない。 (理由)	
団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出衣装		
催し等	名称	
	開催場所	
遵守事項	(1) 第三者に使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。 (2) 上記の催し以外には使用しないこと。 (3) 大礼服等の衣装を適正に管理し、及び使用すること。 (4) 貸出期間を厳守すること。 (5) 汚損し、又は毀損した場合は、責任をもって原状回復すること。 (6) その他「歴史・文化を体感する重要拠点整備事業」に係る大礼服等の衣装貸出実施要項を遵守すること。	

様式第3号（第6条）

年 月 日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長 様

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

連絡先

大礼服等の衣装使用実績報告書

大礼服等の衣装を次のとおり使用したので、報告します。

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出衣装		
汚損等	汚損又は毀損の有無	有 無
	汚損又は毀損の状態及び原因（有の場合）	
	紛失の有無	有 無
	紛失した備品及び原因（有の場合）	
	事故等の発生の有無	有 無
	事故等の状況及び原因（有の場合）	
その他		

様式第4号（第8条関係）

那日遺第 号

年 月 日

様

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長

大礼服等の衣装貸出取消通知書

「歴史・文化を体感する重要拠点整備事業」に係る大礼服等の衣装貸出実施要項第9条1項の規定により、次のとおり大礼服等の衣装の貸出しを取り消したので、通知します。

団体名		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
貸出衣装		
催し等	名称	
	開催場所	
取消日	年 月 日	
取消理由		

年 月 日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長 様

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名）

連絡先

大礼服等の衣装貸出料還付申請書

大礼服等の衣装貸出料の還付について、次のとおり申請します。

団体名		
催し等	名称	
	開催場所	
許可を受けた期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
許可を受けた衣装 (☑を記入)	勅任文官大礼服	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ
	陸軍武官正装	<input type="checkbox"/> Mサイズ <input type="checkbox"/> Lサイズ
	上流婦人洋装（ローブ・デコルテ）	<input type="checkbox"/> ホワイト <input type="checkbox"/> ピンク
	上流婦人洋装（ローブ・モント）	<input type="checkbox"/> レッド <input type="checkbox"/> ブルー
既納の貸出料	円	
還付申請額	円	
還付を受けようとする理由		
還付方法 ※口座振込	振込先金融機関	
	支店名	
	口座番号	
	口座名義人	

様式第6号（第10条関係）

那日遺第 号

年 月 日

様

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会長

大礼服等の衣装貸出料還付決定通知書

「歴史・文化を体感する重要拠点整備事業」に係る大礼服等の衣装貸出実施要項第10条3項の規定により、次のとおり大礼服等の衣装貸出料の還付を決定したので、通知します。

還付する額	円
還付理由	
還付	①納付済金額 円 ②使用料金額 円 ③還付額（①－②） 円
振込予定日	年 月 日

「魅力的なフォトスポット発掘事業」

■フォトコンテスト受賞作品

※市HPより抜粋

最優秀賞

撮影地 旧青木家那須別邸（那須塩原市）

撮影者 meeracosta



優秀賞

撮影地 矢板武旧宅（矢板市）

撮影者 koikehisashi



入賞

撮影地 千本松牧場（那須塩原市）

撮影者 sagawa_nasu



入賞

撮影地 御亭山緑地公園（大田原市）

撮影者 nagi_pic



入賞

撮影地 大山参道（那須塩原市）

撮影者 sagawa_nasu



入賞

撮影地 那須疏水旧取水施設（那須塩原市）

撮影者 koikehisashi



入賞

撮影地 烏ヶ森公園（那須塩原市）

撮影者 nama_ryu



入賞

撮影地 那須町共同利用模範牧場（那須町）

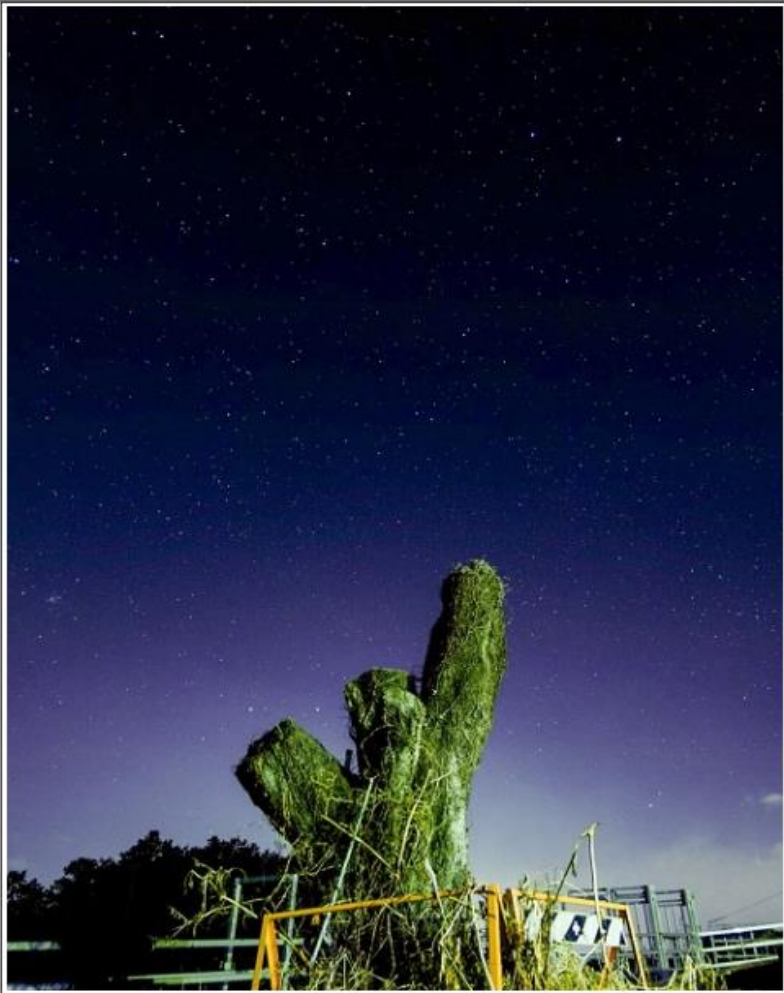
撮影者 massy.vlog



入賞

撮影地 大野放牧場（大田原市）

撮影者 massy.vlog



入賞

撮影地 南ヶ丘牧場（那須町）

撮影者 saoniho



入賞

撮影地 山縣有朋記念館（矢板市）

撮影者 fj811_taisuke_o



令和2年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支決算報告

資料3

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	備考
1. 補助金	8,903,000	8,424,350	△ 478,650	
(1) 国庫補助金	8,903,000	8,424,350	△ 478,650	文化芸術振興費
2. 負担金	800,000	800,000	0	構成市町負担金
(1) 那須塩原市負担金	357,000	357,000	0	
(2) 大田原市負担金	204,000	204,000	0	
(3) 矢板市負担金	112,000	112,000	0	
(4) 那須町負担金	127,000	127,000	0	
3. 貸付金	8,903,000	8,903,000	0	構成市町貸付金
(1) 那須塩原市貸付金	3,973,000	3,973,000	0	
(2) 大田原市貸付金	2,267,000	2,267,000	0	
(3) 矢板市貸付金	1,252,000	1,252,000	0	
(4) 那須町貸付金	1,411,000	1,411,000	0	
4. 繰越金	493,450	493,450	0	
(1) 繰越金	493,450	493,450	0	前年度繰越金
5. 雑収入	550	47	△ 503	
(1) 雑収入	550	47	△ 503	預金利子
合計	19,100,000	18,620,847	△ 479,153	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (C)	決算額 (D)	不用額 (C-D)	備考
1. 総務費	790,000	671,357	118,643	
(1) 旅費	600,000	569,620	30,380	出張旅費等
(2) 需用費	85,000	41,949	43,051	消耗品、契約用収入印紙等
(3) 役務費	30,000	39,788	△ 9,788	振込手数料、通信運搬費
(4) 委託料	55,000	0	55,000	Webサイト連携費用
(5) 負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2. 事業費	8,903,000	8,424,350	478,650	
(1) 情報発信事業	539,000	508,200	30,800	Webサイト制作
(2) 人材育成事業	0	0	0	
(3) 普及啓発事業	990,000	524,150	465,850	フォトコンテスト
(4) 調査研究事業	2,178,000	2,167,000	11,000	おみやげ品試作品
(5) 公開活用整備事業	5,196,000	5,225,000	△ 29,000	衣装等復元、体験メニュー開発
3. 貸付金返還金	8,903,000	8,903,000	0	
(1) 貸付金返還金	8,903,000	8,903,000	0	構成市町貸付金返還金
3. 予備費	504,000	0	504,000	
(1) 予備費	504,000	0	504,000	
合計	19,100,000	17,998,707	1,101,293	

収入済額 18,620,847円

支出済額 17,998,707円

差引 622,140円 令和3年度へ繰越

上記のとおり報告いたします。

令和3年7月1日


那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会
会長(那須塩原市長) 渡辺 美知太郎


令和2年度 会計監査報告

令和2年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会計について、令和3年5月18日、関係経理担当者の立会いを求め、会計諸帳簿及び証ひょう書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていたことを確認しましたので、報告いたします。

令和3年 7 月 1 日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会

監事 高柳真知子 

監事 直笠浩子 

令和3年度 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 事業計画

期日	事業内容
5月20日	事務局会議
5月30日	ONSEN・ガストロノミーウォーキング in 那須塩原 2021・塩原 ・ブース出展
7月1日	那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 総会（書面開催） ・役員を選出について ・令和2年度事業報告及び収支決算報告 ・令和3年度事業計画及び収支予算（案）
7月～	事業の実施 ・人材育成事業 ・調査研究事業 ・情報発信事業
11月	日本遺産フェスティバル in 小松
1月	事務局会議
2月	「日本遺産の日」関連事業
2月	那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 総会 ・令和3年度の事業経過について ・令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和3年度事業計画（日本遺産魅力発信推進事業）

事業区分	事業概要	予算額 (単位：円)
人材育成事業	郷土愛とシビックプライドを育む人材育成事業 日本遺産ガイド養成講座のスキルアップ講座の開催（実践編）	300,000
調査研究事業	商品開発に向けたモデルツアー運行事業 モニターツアーの分析結果を踏まえた試行的ツアーの実施 継続的な旅行商品の造成	2,000,000
	日本遺産「那須野が原」ポタリング推進事業 日本遺産を巡るポタリングのモニターツアー 自然、食、温泉などの既存観光と日本遺産の連携	3,452,000
情報発信事業	情報発信及び現地ナビゲーションの充実を図る多言語対応観光アプリ構築事業 観光アプリ「ココシル那須野が原」の充実 ポタリング結果を反映した周遊コースの掲載	509,000
	事業費計	6,261,000
	総務費	800,000
	合計	7,061,000

令和3年度 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支予算(案)

1 収入の部

(単位:円)

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (B) (交付決定額ベース)	比較 (A-B)	備考
補助金	0	8,903,000	▲ 8,903,000	文化芸術振興費補助金 (令和2年度で、国の補助期間である3年間が終了)
負担金	7,061,000	800,000	6,261,000	構成市町負担金
那須塩原市	7,061,000	357,000	6,704,000	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出
※総務費分	※443,000	443,000	0	※協議会の運営等の費用
※大田原市	※204,000	204,000	0	※那須塩原市へ納入
※矢板市	※112,000	112,000	0	※那須塩原市へ納入
※那須町	※127,000	127,000	0	※那須塩原市へ納入
貸付金	0	8,903,000	▲ 8,903,000	構成市町貸付金
那須塩原市	0	3,973,000	▲ 3,973,000	(国庫補助期間が終了するため、貸付金の制度についても終了)
大田原市	0	2,267,000	▲ 2,267,000	
矢板市	0	1,252,000	▲ 1,252,000	
那須町	0	1,411,000	▲ 1,411,000	
繰越金	622,140	493,450	128,690	前年度繰越金
雑収入	50	550	▲ 500	
収入計	7,683,190	19,100,000	▲ 11,416,810	

2 支出の部

(単位:円)

科目	予算額 (C)	前年度予算額 (D) (交付決定額ベース)	比較 (C-D)	備考
総務費	800,000	790,000	10,000	
旅費	600,000	600,000	0	出張旅費等
需用費	85,000	85,000	0	消耗品、契約用収入印紙等
役務費	40,000	30,000	10,000	振込手数料、通信運搬費
委託料	55,000	55,000	0	Webサイト連携費用
負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
事業費	6,261,000	8,903,000	▲ 2,642,000	
情報発信事業	509,000	539,000	▲ 30,000	Webサイト制作
人材育成事業	300,000	0	300,000	日本遺産ガイド養成
普及啓発事業	0	990,000	▲ 990,000	
調査研究事業	5,452,000	2,178,000	3,274,000	モデルツアー、ボタリングツアー
公開活用のための整備に係る事業	0	5,196,000	▲ 5,196,000	
その他経費	0	0	0	
貸付金返還金	0	8,903,000	▲ 8,903,000	構成市町貸付金返還金
予備費	622,190	504,000	118,190	
支出計	7,683,190	19,100,000	▲ 11,416,810	

■令和3年度からの日本遺産の財源及び那須塩原市の負担について

- ・令和2年度で国庫補助期間が終了したため、令和3年度から財源として、那須地域定住自立圏の特別交付税を活用する。
- ・那須塩原市は、年度当初に総事業費を一括で支出するが、実際に負担する金額は、総事業費から、他市町の負担金及び特別交付税の交付額を引いた額となる。

総事業費	7,061,000	※総務費+各事業費
各市町負担金(※総務費分)	443,000	※大田原市+矢板市+那須町
特別交付税算入額	6,618,000	※総事業費-各市町負担金
特別交付税交付額	5,294,000	※特別交付税算入額の8割(※千円未満切捨て)
那須塩原市が実際に負担する額	1,324,000	※総事業費-各市町負担金-特別交付税交付額

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」(以下「日本遺産」という。)について、ストーリーに関連した歴史や文化遺産を整備・活用し、国内外に広く発信するとともに、観光振興を図り、地域活性化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外に向けた日本遺産の情報発信に関すること。
- (2) 日本遺産ストーリーの理解の促進及び普及啓発に関すること。
- (3) 日本遺産の魅力の向上並びに周辺環境等整備に関すること。
- (4) 日本遺産を活用した観光産業等の振興に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(会員)

第4条 協議会は、日本遺産の魅力発信及び普及啓発に関わる自治体の関係部局、文化財関連団体、観光・産業関連団体等で組織する。

- 2 会員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 会員の追加は、会長の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は総会において選任する。

- 2 役員は任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 この協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
- (1) 役員を選任に関する事。
 - (2) 事業計画の策定に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関わる重要事項の決定に関する事。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、必要に応じて、あらかじめ会長に報告したうえで、代理の者を出席させることができる。

(運営部会)

第9条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、総会の議決を経て、運営部会を置くことができる。

- 2 運営部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、那須塩原市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

- 2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、助成金、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度は設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調製し、総会の承認を得なければならない。
- 4 協議会の出納は、会長が行う。
- 5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、総会に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の会計について必要な事項は、総会で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散する場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。